

留萌市地域公共交通計画策定支援業務プロポーザル選定委員会設置要領（案）

1 設 置

留萌市地域公共交通計画策定業務の委託に際し，公募型プロポーザル方式により業者選定を行うため，留萌市地域公共交通計画策定支援業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

2 所掌事務

選定委員会は，次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 公募型プロポーザルの実施にあたり，留萌市地域公共交通計画策定業務の仕様書，募集の方法及び審査の基準を定める。
- (2) 公募型プロポーザル方式により，受託候補者の選定を行う。
- (3) 留萌市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）会長に対して，選定した業者，選定経過及び選定理由を明記の上，報告する。

3 組 織

- (1) 委員会は，委員長，副委員長及び委員をもって組織する。
- (2) 委員長は，協議会会長をもって充て，会務を総理する。
- (3) 副委員長は，協議会副会長をもって充て，委員長を補佐し，委員長に事故があるときは，その職務を代理する。
- (4) 委員は，別表「留萌市地域公共交通計画策定支援業務プロポーザル選定委員会名簿」のとおりとする。

4 会 議

- (1) 選定委員会の会議は，委員長が必要に応じて招集し，会議の議長となる。
- (2) 会議は，委員の過半数の出席をもって成立する。
- (3) 会議における審議事項は，出席した者の過半数で決し，可否同数のときは，委員長の決するところによる。
- (4) 委員長は，必要があると認めるときは，会議に委員以外の者の出席を求め，意見及び説明を聴くことができる。

5 事務局

業者選定に関する事務を処理するため，事務局を協議会事務局に置く。

6 設置期間

協議会で承認された日から業者が決定するまでの期間とする。

7 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

別表

留萌市地域公共交通計画策定支援業務プロポーザル選定委員会名簿

委員長	渡辺 稔之 (留萌市地域公共交通活性化協議会会長)
副委員長	珍田 亮子 (留萌市地域公共交通活性化協議会副会長)
委員	田下 啓一 (留萌市社会福祉協議会会長)
委員	塚本 壽三郎 (留萌商工会議所会頭)
委員	向井 智仁 (留萌市地域振興部長)